

## 指定居宅介護支援事業所の廃止・休止・再開届について

平成30年4月 小田原市高齢介護課

### 廃止・休止について

指定居宅介護支援事業所の事業を廃止・休止するときは届出が必要です。

届 出 先	小田原市高齢介護課（本庁舎2階 17番窓口）
届出時必要書類	指定居宅介護支援事業所廃止・休止・再開届
届 出 の 期 日	当該事業を廃止または休止する日の <u>一月前まで</u>

### 再開について

休止した事業を再開したときは届出が必要です。

届 出 先	小田原市高齢介護課（本庁舎2階 17番窓口）
届出時必要書類	指定居宅介護支援事業所廃止・休止・再開届 再開可能であることが確認できる書類（休止の理由により提出書類は異なります。 提出前に高齢介護課までご確認ください。）
届 出 の 期 日	再開から <u>10日以内</u> （事前に高齢介護課にご相談ください）

問い合わせ先  
〒250-8555  
小田原市荻窪 300 番地  
小田原市高齢介護課介護給付係  
Tel:0465-33-1827  
開庁時間 平日の 8:30~17:15